

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	定期検査で停止中のタービン建屋内に設置されているポンプの試運転の準備として、仮設電源のスイッチを「入」にしたところ、タービン建屋1階に設置されている電源盤から煙が出ているとの連絡を現場作業員から受けたため、当社社員が消防署に連絡した。その後、当該電源盤に電源を供給している仮設電源のスイッチを「切」にし、煙の発生は止まった。消防署による現場確認の結果、「火災ではない」と判断された。今後、原因について、詳細に調査する。	A	6月8日公表済 (PDF 153KB)

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	発生日
1	1号機	サービス建屋換気空調系空調機用冷凍機に冷媒抜けの可能性が認められたため、当該冷凍機を点検・修理及び冷媒を補充	D	
2	1号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）のグラウンド部からの海水リーク量が増加し飛散しているため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	タービン建屋大物搬入口脇に設置されている屋外ピット用排水ポンプ操作盤内漏電しゃ断器の点検において、ケーブル端子台に発錆が認められたため、当該端子台を修理	D	
4	2号機	水素注入装置用水素小流量調節弁駆動部の点検において、制御空気圧力調整用小型圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
5	2号機	第4給水加熱器（B・C）のチューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計210本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
6	2号機	火気作業の為に準備した消火器を原子炉建屋4階から5階へ移動する際、誤って当該消火器を転倒させた。そのはずみでロックピンが抜け消火剤を噴出させたため、周辺の床面を清掃	D	
7	2号機	低圧タービン（A）のノズルダイヤフラム（11段上半及び12段上下半）の浸透探傷検査において、ノズル面翼端部に線状及び円形指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
8	3号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）のチューブの渦流探傷検査において、交換推奨チューブ（1本）が認められたため、当該チューブを交換	D	
9	3号機	活性炭ホールドアップ装置用の計装用空気圧縮機（A）の潤滑油レベル計下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	中央操作室のタービン・発電機制御盤に電気油圧式タービン制御装置盤の故障を示す警報の発生が認められたため、対応検討	C	
11	6号機	プロセス計算機による補助海水系、原子炉補機冷却系及びタービン補機冷却系各部の温度指示値に断続的な変動事象が認められたため、当該プロセス計算機のプログラムを点検・修正	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	発生日
12	6号機	プラント起動操作時において、中性子計測系の局部出力領域モニタ（40-25C）に指示値不良が認められたため、当該モニタを点検・調整	C	
13	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（A）の排気ガス分析用試料採取口の保温材に剥離及び脱落が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	集中環境施設	洗濯廃液系シャワードレンろ過器（A）の攪拌機用シール水供給配管のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで